

結婚式等関係事業者 殿

大分県福祉保健部こども未来課長

「新型コロナ対応ウエディング支援金」の取扱い変更について（依頼）

平素より、県政の運営につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、コロナ禍にあっても希望する時期の結婚を後押しするため、感染防止対策を徹底した結婚式や披露宴等の実施に要する経費の一部を「新型コロナ対応ウエディング支援金」により支援し、事業者の皆様方には、感染防止対策の徹底並びに証明書発行等にご協力を頂いているところです。

現在、本県の感染状況はステージ2にあるとして、9月26日をもって不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮等の要請を解除したところですが、油断すれば感染の再拡大を招く可能性も否定できません。引き続き、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、県内の感染状況やワクチン接種の進展などを考慮し、下記のとおり「新型コロナ対応ウエディング支援金」に係る助成対象期間を追加することとしたので、貴事業所等の利用者への周知と証明書発行等に引き続きご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 『助成対象期間』及び『申請受付期限』の変更

＜当初＞

助成対象期間：令和3年1月1日(金)～令和3年12月31日(金)

申請受付期限：令和4年1月31日(月)【必着】

[留意事項] 令和3年12月31日(金)までに結婚式等を実施した場合の申請受付期間に変更はありません。従前どおり、令和4年1月31日(月)までに申請するよう貴事業所等の利用者に注意喚起願います。

＜追加＞

助成対象期間：令和4年1月1日(土)～令和4年2月28日(月)

申請受付期限：令和4年3月15日(火)【必着】

[留意事項] 申請受付期限(令和4年3月15日)を過ぎると一切の受付ができません。貴事業所等の利用者に注意喚起願います。

2. その他

全国の感染状況などを踏まえ、結婚式等に県外などからの参列者がある場合の取扱いを別添「新型コロナ対応ウエディング支援金 よくあるご質問」に追記したのでご確認ください。

※本通知は、これまでに感染防止対策証明書を発行頂いた事業者及びインターネット検索等により県内で結婚式等関係事業を展開する事業者の方に送付させて頂いております。事業の停止や廃止等により行き違いがある場合は何卒ご了承願います。

【お問い合わせ先】 担当：渡部・麻生(097-506-2718)